

記載要領等	非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）
-------	---

《この届出書の提出が必要な方》

贈与者^(注1)、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合には、特例経営承継受贈者、特例経営承継受贈者の相続人（包括受遺者を含みます。以下同じです。）、特例経営承継相続人等の相続人又は特例経営相続承継受贈者の相続人は、贈与者が死亡した場合にはその死亡した日から10か月以内に、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が死亡した場合にはその死亡した日から6か月以内に、この届出書を提出する必要があります^(注2・3)。

- (注) 1 非上場株式等の全部又は一部が贈与者の租税特別措置法第70条の7第15項（第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。）の規定の適用に係るものである場合における当該非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項に定める者に特例認定贈与承継会社の非上場株式等の贈与をした者をいいます。
- 2 贈与者、特例経営承継受贈者、特例経営承継相続人等又は特例経営相続承継受贈者が、贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後1年を経過する日までの間に死亡した場合において、当該期間内に経営（贈与・相続）報告基準日がないときは、「死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。
- 3 贈与者が死亡（この届出に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から租税特別措置法第70条の7の5第2項第7号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までの期間における死亡に限り。）した場合において、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書を提出するとき（この届出に係る贈与税の納税地の所轄税務署長とその贈与者の死亡に係る相続税の納税地の所轄税務署長が同一である場合に限り。）は、その贈与者の死亡に係る相続税の申告書と併せて提出する必要があります。

《記載要領等》

1 この届出書は、次のとおり記載してください。

- (1) 標題の「贈与税・相続税」や本文の「贈与税・受贈者・相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を二重線で抹消してください。

なお、第70条の7の5第11項において準用する第70条の7第15項の規定に基づき、この届出書を提出する場合には、「第_____号」の箇所について、次の区分に応じ、それぞれの記載例のとおり記載してください。

区分		記載例
①	贈与者の死亡の時以前に経営承継受贈者が死亡した場合	第 <u>1</u> 号
②	贈与者が死亡した場合	第 <u>2</u> 号

- (2) 本文の「____年____月____日に贈与者・受贈者・相続人等（氏名：_____）（住所：_____）」欄には、死亡年月日と氏名、住所を記載してください。
- (3) 「贈与者・受贈者・相続人等との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。
- (4) 3の【非上場株式等の内訳等】欄は、特例経営承継者が死亡日の直前において有する非上場株式等の全部又は一部が贈与者等の免除対象贈与^(※)により取得をしたものである場合に記載してください。

＜非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置） 記載要領等＞

この場合において、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 5 第 4 項において準用する同令第 40 条の 8 第 5 項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所（この届出書を提出する時点の住所）及び非上場株式等の数又は金額の内訳を記載してください。

（注） 「左記の贈与者が贈与した株式等の数又は金額」欄については、租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 11 項において準用する同法第 70 条の 7 第 15 項第 2 号の規定に基づいてこの届出書を提出する場合のみ記載してください。

※ 「免除対象贈与」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の 12 の 2 第 16 項第 5 号に規定する贈与をいいます。

2 「特例経営承継者」とは、

- (1) 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 5 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 6 号に規定する「特例経営承継受贈者」をいいます。
- (2) 「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 6 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 7 号に規定する「特例経営承継相続人等」をいいます。
- (3) 「非上場株式等の特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」（租税特別措置法第 70 条の 7 の 8 第 1 項）の適用を受けている方は、同条第 2 項第 1 号に規定する「特例経営相続承継受贈者」をいいます。

3 この届出書の添付書類は、『非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除）（特例措置）』の添付書類一覧』のとおりですので、該当する書類を届出書に添付して提出してください。